

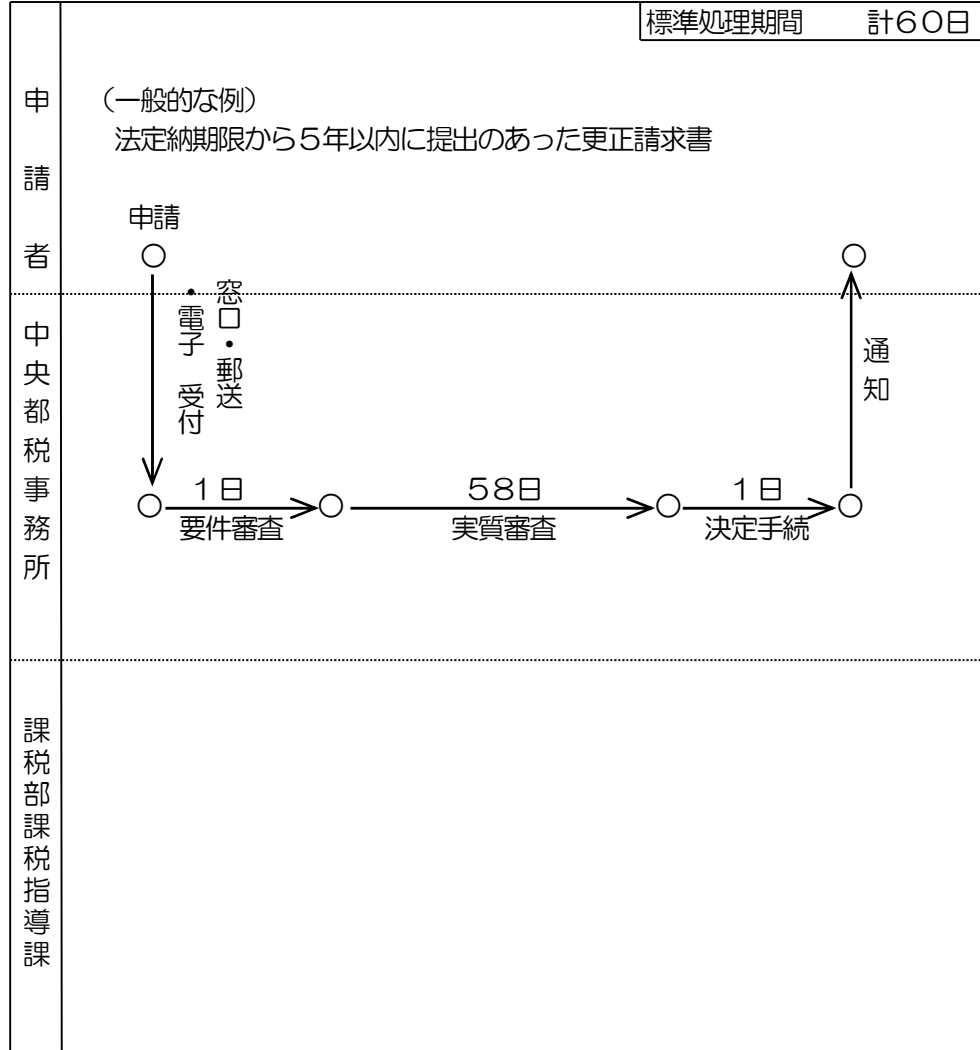
事務処理フロー図

事務名 都民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割更正請求事務

作成部署 主税局課税部課税指導課個人事業税班 電話 5388-2956

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	要件審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査	源泉所得税の還付状況や添付書類の内容を確認し、申請書のとおり更正できるかどうかを審査します。 審査後、電算入力処理を行います。
3	決定手続	更正できるかどうかの決定を都税事務所長が行います。
4	通知	申請者に対して文書で通知します。
5		
6		
7		
8		
9		
10		

改 善 チ ェ ッ ク リ ス ト

事務名 都民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割更正請求事務

作成部署 主税局課税部課税指導課個人事業税班 電話 5388-2956

テーマ	項目	現状と課題	改善計画	改善計画の実施時期
便利な行政サービス	受付方法の多様化	窓口、郵送又は電子により受付をします。		
	用紙の取得方法	主税局ホームページを活用し、様式のダウンロードを可能とし、用紙取得までの時間を短縮している。		
迅速な行政サービス				
わかりやすい行政サービス				
的確な行政サービス				
快適な行政サービス				